

【参考】改訂履歴

改訂番号	改訂日	改訂箇所	改訂内容
Ver.1.0 版	R6.1.30	—	初版作成
Ver.1.1 版	R6.3.20	別紙	罨法料と電療料の併施の取扱い、ほか3点訂正
Ver.1.2 版	R6.5.1	36～37 ページ	請求書記載にかかるお願い (運動療法料算定にかかる取扱い、添付書類の記載例について訂正)
Ver.2.0 版	R6.10.1	1～2 ページ	算定基準の一部改定(令和6年10月1日以降施行) ・初検料(2,545円 → 2,575円) ・電気光線療法料(550円 → 553円)

◆Ver.1.1 版改訂◆

【訂正前】

P19

(2) 電法料（冷電法料、温電法料、電療料）
 ア 後療において強直緩解等のため温電法を併術した場合は、骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間を除き算定できる。
 イ 骨折又は不全骨折の受傷の日から起算して8日以上を経過した場合であっても、整復又は固定を行った初療の日は、温電法料の加算は算定できない。また、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の受傷の日より起算して6日以上を経過して整復又は治療を行った初療の日についても算定できない。ただし、初療の日より後療のみを行う場合は算定して差し支えない。
 ウ 冷電法は、負傷当初より行った場合に加算できる。
 エ 冷電法と温電法の重複算定は認められない。
 オ **温電法と併せて電気光線器具を使用した場合に限り電療料の加算を算定できる。**

【訂正後】

P19

(3) 電法料（冷電法料、温電法料、電療料）
 ア 後療において強直緩解等のため温電法を併術した場合は、骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間を除き算定できる。
 イ 骨折又は不全骨折の受傷の日から起算して8日以上を経過した場合であっても、整復又は固定を行った初療の日は、温電法料の加算は算定できない。また、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の受傷の日より起算して6日以上を経過して整復又は治療を行った初療の日についても算定できない。ただし、初療の日より後療のみを行う場合は算定して差し支えない。
 ウ 冷電法は、負傷当初より行った場合に加算できる。
 エ 冷電法と温電法の重複算定は認められない。
本省より、併施可との回答があり削除。

P24

(9) 治療料、後療料
 ア すでに医療機関やほかの施術所にかかったり、受傷後日数を経過した傷病労働者に対する施術について、現に治療を必要とする場合に限り治療料を算定する。一方で、治療の必要がない場合は、後療料等により算定する。
 イ 治療料は、次に掲げる部位を単位として算定する。
 ① 打撲の部分
 頭部、顔面部、頸部、胸部、背部（肩部を含む）、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰臀部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部、介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれ）の胸部、背部、上腕部、前腕部、大腿部、下腿部
 ② 捻挫の部分
 頭部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節
 ウ 近接部位の算定方法については、第5の4(1)を参照すること。

P19

本省の留意事項にない項目であるが、大事な点であるので掲載順序を上にした。

(2) 治療料、後療料
 ア すでに医療機関やほかの施術所にかかったり、受傷後日数を経過した傷病労働者に対する施術について、現に治療を必要とする場合に限り治療料を算定する。一方で、治療の必要がない場合は、後療料等により算定する。
 イ 治療料は、次に掲げる部位を単位として算定する。
 ① 打撲の部分
 頭部、顔面部、頸部、胸部、背部（肩部を含む）、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰臀部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部、介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれ）の胸部、背部、上腕部、前腕部、大腿部、下腿部
 ② 捻挫の部分
 頭部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節
 ウ 近接部位の算定方法については、第5の4(1)を参照すること。

P24

(10) 金属刷子等加算
 ア 金属刷子、合成樹脂刷子又は副木・厚紙刷子を必要とし、これを使用した場合に加算する。
 イ 交換が必要となった場合は2回まで加算できる。使用又は交換した日を施術録に記載すること。
 ウ 打撲・捻挫の場合は算定しない。

健保の項目であるため削除。
同種の労災の特別材料費は掲載している。

P23

(6) **柔道整復運動後療料**
 ア 施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できる。
 イ 負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月（経月）に5回を限度として算定できる。
 ウ 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月については2回を限度に算定できる。
 エ 当該負傷の日が月の16日以降の場合には、当該月について算定はできない。
 オ いわゆる「ストレッチング」については認められない。
 カ 算定日を施術録に記載する。
 キ **打撲・捻挫の場合は算定しない。**

P23

(6) **運動療法料**
 ア 傷病労働者の負傷部位を固定後、固定患部の運動機能の回復を目的とし、各種運動器具を使用して運動療法を行った場合に算定できるものであること。
 イ 後療時に運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行った場合に、1週間に1回程度、1か月（経月）に5回を限度として算定できるものであること。
 ウ 「骨折又は不全骨折」の場合の運動療法料の算定にあたっては、その負傷の日から起算して5日間を除き算定できること。
 エ 「脱臼、捻挫、打撲等」の場合の運動療法料の算定にあたっては、その負傷の日から起算して5日間を除き算定できること。
 オ 1日における運動療法料は、各種運動を行った部位数、回数を考慮しないものであること。
 カ いわゆるストレッチングについては、運動療法料を認められないこと。
 キ 算定日を施術録に記載すること。

柔整請求書(様式第7号(3))記載に係るお願い

① 電療法(冷電療法・温電療法・電療法)について

- ア 後療において強直緩解等のため温電法を併術した場合、骨折又は不全骨折の場合にあつては、その受傷の日から起算して7日間を除き算定できます。また、脱臼・打撲・不全脱臼又は捻挫の場合にあつては、その受傷の日から起算して5日間を除き算定できます。
- イ 骨折又は不全骨折の受傷の日から起算して8日以上経過した場合であっても、整復又は固定を行った初検の日は、温電療法の加算はできません。
- ウ また、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の受傷の日より起算して6日以上を経過して整復又は施療を行った初検の日についても算定できません。
- エ ただし、初検の日より後療のみを行う場合は算定可能です。
- オ 冷電法については、負傷当初より行った場合に限り加算可能です。
- カ 冷電法と温電法の重複算定は認められていません。

② 運動療法料について

運動療法料は、後療時に運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行った場合に、1週間に1回程度、1か月(暦月)に5回を限度として算定できます。

- イ「骨折又は不全骨折」の場合の運動療法の算定にあつては、その負傷の日から起算して15日間を除き算定できます。
- ウ「脱臼、捻挫、打撲等」の場合の運動療法の算定にあつては、その負傷の日から起算して5日間を除き算定できます。

【お願い事項】

上記の①、②について、適否の判断に要するため、初検料を算定する請求書に限り、各施術日を請求書にご記載いただくか、施術日を記載した別紙を添付いただくようお願いいたします。

③ 特別材料料

特別材料料は、固定部品が金属副子・合成樹脂副子又は副木・厚紙副子使用の場合のみ算定が可能であり、これによらない素材を使用して請求されるケースが散見されています。

【お願い事項】

請求書の裏面に、使用された素材をご記載いただくようお願いいたします。

【 添付書類の記載例(① ・ ②) 】

- 8月1日～8月31日分の請求
- 負傷日・初検日 ⇒ 8月1日
- 骨折・不全骨折に対するの施術の場合

※ 温電法は負傷日から起算して7日間を除き算定可能(この場合8日目より算定可能)

※ 冷電法は負傷当初より行った場合に加算できる。

※ 冷電法と温電法の重複算定はできない。

※ ~~運動療法料は、負傷日から16日間を除き1週間に1回、1か月(暦月)に6回を限度として算定できる~~

施術日	負傷	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
温電法	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	○						○			
冷電法	○	○		○		○	○					○				○	
電療料								○				○		○		○	
運動療法料	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	1/○

施術日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
温電法		○								○					○
冷電法							○								
電療料		○					○			○					○
運動療法料	2/	3/	4/	5/	6/	7/	1/○	2/	3/	4/	5/	6/	7/	8/	9/○

◆Ver.2.0 版改訂◆

初検料	2,575 円	<p>注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、午後 10 時から午前 6 時までの間の初検料については、所定金額に 3,740 円を、また、休日において初検を行った場合は 1,870 円を、それぞれ所定金額に加算する。</p>
電気光線療法料	553 円	<p>柔道整復師が傷病労働者施術に当たり、その施術効果を促進するため、柔道整復業務の範囲内において保健衛生上人体に害のない電気光線器具を使用した場合に算定できる。 ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気光線療法を行った場合であっても 1 回として算定する。</p>